

令和4年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票＜意見＞

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和4年度時点における対応状況
					内容	内容
31	生活こども部 生活こども課	総合的な少子化対策推進	少子化対策の認知について	県において、各種の少子化対策事業が行われているが、それぞれの事業が十分に認知されていない現状がある。県民が各施策をどの程度利用しているのか現状把握を行うため定期的にアンケート等を行う必要があると考える。	令和5年11月～令和6年1月に実施した「少子化対策に関する県民意識調査」の保護者調査において、「ぐーちよきパスポート」をはじめとした県少子化対策事業の利用状況等を調査した。こうした調査結果等をもとに県民のニーズを把握しながら実態に即した事業を行っている。	こども分野の最上位計画策定のために5年ごとに実施する「少子化対策に関する県民意識調査」において、令和5年度の調査から、認知度に加えて利用状況も確認することとする。
57	生活こども部 こども・子育て支援課	児童会館運営	指定管理の一体化について	ぐんまこどもの国児童会館の存在する群馬県立金山総合公園は県土整備部の所管である。他方、同公園の敷地内にあるぐんまこどもの国児童会館は生活こども部の所管であり、それぞれが別々に指定管理者を選定している。一体として指定管理者を選定する場合と、従来どおり別々に指定管理者を選定する場合の費用について検討し、総額として指定管理料が少なくなる方法を考慮されたい。	今後、ぐんまこどもの国児童会館リニューアルに係る基本計画を策定していく中で、効率的な館の運営方法を検討する。	令和5年度中にぐんまこどもの国児童会館の今後の在り方を検討する中で、公園と一体的に指定管理者を選定することの可能性を検討する。
58	生活こども部 こども・子育て支援課	児童会館運営	利用料収入について	他県と比較して利用料収入が少ないため、指定管理料を少額に抑えるためにも、利用料収入を増やす施策を検討されたい。	今後、ぐんまこどもの国児童会館リニューアルに係る基本計画を策定していく中で、新たな収入確保策を検討する。	研修室や多目的ホールの利用促進策を検討するほか、館の今後の在り方を検討する中で利用料の徴収方法も検討を行う。
62	生活こども部 こども・子育て支援課	児童会館運営	修繕費の負担について	県と指定管理者との間で締結されている基本協定書では原則として50万円を超える修繕等は県の費用負担にて工事が行われる。しかしながら、令和3年度に50万円を超える修繕等が2件行われたがいずれも県の負担ではなく指定管理者の負担にて工事等が行われている。指定管理者の指定の申請を行う際は、大規模な修繕等は県が負担することを前提に、各種計画を策定しているはずである。そうであるにもかかわらず、早急性等のみを理由に指定管理者の負担で小規模ではない修繕を行うことは指定管理料の適切性に疑義を抱かれる懸念があるとともに所有者はあくまで県といった指定管理制度の趣旨に反すると考えられる。指定管理者によって50万円を超える修繕依頼等があった場合には当該案件についてより慎重に協議するとともに、指定管理者負担とした場合には第三者から見ても納得感のある理由等を記載した協議結果を残すようにすべきである。	令和4年度以降、50万円を超える修繕依頼があった場合は、原則、県負担により修繕を実施している。なお、指定管理者に費用負担を求めることが妥当と判断された場合には、その理由を通知等に記載することとしている。	50万円を超える修繕依頼があった場合は、指定管理者に費用負担を求めることの妥当性を慎重に判断するとともに、その理由を通知等に記載することとする。
91	生活こども部 児童福祉課	児童養護施設等対策	群馬県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の利用促進について	群馬県では、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の利用者が、近郊3県と比較して少ない。より積極的に周知啓発活動を行い、制度の利用促進に努めるべきである。	令和5年度に新たに貸付制度を紹介するリーフレットを作成し、県社協による周知を強化した。また、同年度から開始したケアリーバーに関する施設及び児童向けアンケートを利用し、貸付制度の周知を行った。	実施主体である群馬県社会福祉協議会と連携し、広報資料等の見直しを図るとともに、関係機関への周知を行う。
98	生活こども部 児童福祉課	家庭児童福祉推進	成果指標の見直しについて	事業の成果指標として掲げられている4項目のうち、2項目（市町村子ども家庭支援拠点の設置件数、児童虐待死亡件数）は群馬県ではコントロールできないため、コントロール可能、かつ、公表可能な項目を成果指標とすべきである。	令和6年度以降の計画の策定時には、県でコントロール可能かつ公表可能な項目で成果目標の検討を進めている。	令和6年度以降の計画の策定時には、県でコントロール可能かつ公表可能な項目で成果目標を検討する。
98	生活こども部 児童福祉課	家庭児童福祉推進	「群馬県要保護児童対策地域協議会」の開催について	「群馬県要保護児童対策地域協議会」を令和3年度は1回開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。しかし、令和3年度においてはWebによる会議も浸透していたことから、Webにより会議を実施し、要保護児童及び要支援児童等の現状把握等を行うべきであったと考える。	令和5年度からは、コロナ禍以前と同様に年1回の開催を行うこととし、状況に応じて、対面のほかWEB参加も可能としている。	令和5年度以降は、コロナ禍以前と同様に年1回の開催を行うこととし、状況に応じて、対面のほかWEB参加も可能とする予定である。
104	生活こども部 児童福祉課	児童相談・一時保護	成果指標について	事業の成果指標として掲げられている児童虐待死亡件数は群馬県ではコントロールできないため、コントロール可能な項目を成果指標とすべきである。	令和6年度以降の計画の策定時には、県でコントロール可能かつ公表可能な項目で成果目標の検討を進めている。	令和6年度以降の計画の策定時には、県でコントロール可能かつ公表可能な項目で成果目標を検討する。
135	生活こども部 児童福祉課	児童扶養手当支給	各種申請・届出手続の電子化について	児童扶養手当の各種申請・届出手続については、すでに県が主導して一部手続の電子化が導入されているところではあるが、今後も、国の動向を踏まえつつ、県が主体的に県内町村における手続の電子化をより一層推進していくべきである。	国の動向を踏まえつつ、自治体の先進事例を紹介する等により、県内町村における手続の電子化をより一層推進していく。	国の動向を踏まえつつ、自治体の先進事例を紹介する等により、県内町村における手続の電子化をより一層推進していく。
136	生活こども部 児童福祉課	児童扶養手当支給	委託契約締結における見積り合わせの実施について	専門性のあるシステムの運用・作成等を委託する場合であっても、長年にわたって同一の業者との間で一者随意契約を行うことは控え、数年に一回程度は適切な指名人を複数確保し、少なくとも見積り合わせ等を実施した上での契約締結を検討するべきである。	次期システムに係る業者を選定するにあたり、一般競争入札を令和6年9月に実施した。	令和7年度までに、システムの運用・作成等の委託について、プロポーザルを実施する。以後も必要に応じ数年に一回程度は見積り合わせ等を実施した上での契約締結を行う。

令和4年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票＜意見＞

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和4年度時点における対応状況
					内容	内容
152	生活こども部 児童福祉課	ぐんま学園運営	人員体制について	児童自立支援施設において、入所者が安心安全な生活を送るための良好な生活環境の体制整備のため、人員体制の強化(増員)が望まれる。	引き続き、入所児童の安心安全な生活環境を整備するため、人員体制の強化に努める。	入所児童の安心安全な生活環境を整備するため、人員体制の強化に努める。
157	生活こども部 児童福祉課	母子父子寡婦 福祉資金貸付 金	時効期間満了後の債権 管理について	消滅時効期間満了後の債権について、債権回収業者に回収業務を委託する場合には債務者等当事者の事情を詳しく確認し、業者に委託して回収業務を行うことが適切かどうかを判断する体制を整えるべきである。また、消滅時効期間が大幅に経過している債権については、福祉的観点や費用対効果の観点から、必要に応じて、不納欠損処理を適切に検討すべきである。	総務部総務課が策定した「群馬県税外債権管理・回収ガイドライン」等を参考に、不納欠損の基準を明確化し、不納欠損処理を適切に検討する。	令和4年9月に総務部総務課が策定した「税外未収金に係る債権回収・整理マニュアル」等を参考に、不納欠損の基準を明確化し、不納欠損処理を適切に検討する。
164	生活こども部 児童福祉課	中央児童相談 所	児童福祉司配置基準の 継続的な達成について	法令上で求められている児童福祉司配置基準上の必要人数について、令和4年度より経過措置が撤廃され現状の人数のままでは不足することになる。現在7名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末(令和5年3月31日時点)では児童福祉司の数が基準を満たす見込みとのことであるが、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年で基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であることは承知であるが、関係部局と協議し、福祉職の採用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。	これまで国の配置基準を満たすため福祉職職員の採用・配置を計画的に行ってきた。 令和6年12月に、国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の改定が示され、さらなる人員配置が求められている。今後も配置基準を継続的に達成できるよう、福祉職職員の採用及び配置に努める。	これまで国の配置基準を満たすため福祉職職員の採用・配置を計画的に行ってきた。 今後も配置基準を継続的に達成できるよう、福祉職職員の採用及び配置に努める。
166	生活こども部 児童福祉課	中央児童相談 所	一時保護所の定員超過に ついて	男児棟、女児棟、幼児棟すべてにおいて平均入所人数が定員超過の月があり、また、定員超過日数が1か月の大半を占める月も多い。 定員超過の状況が長期化することで、一時保護児童の心身の安定化を図るという本来の目的を達成することがより困難になってしまうと思われる。また、職員の負担も増加することで離職率の悪化など別の問題も発生する可能性もある。 中央児童相談所の定員増加を含む拡張を図ることが望まれるが、それと同時に中核市への一時保護所併設の児童相談所設置(開設)の働きかけや、児童養護施設等への一時保護委託、一時保護委託が可能な里親の登録者を増やしていくことを今以上にやっていくべきである。	令和7年10月に高崎市が一時保護所を併設した児童相談所の開設を予定しており、定員超過の状況は大幅に改善される見込みである。 勤務体制の見直しや児童指導員の増員などの職員体制の強化、里親や児童養護施設等への一時保護委託の活用などに取り組んでいるが、引き続き定員超過の一層の改善を図る。	令和7年度中に高崎市が一時保護所を併設した児童相談所の開設を予定しており、定員超過の状況は大幅に改善される見込みである。 里親や児童養護施設等への一時保護委託可能なケースについては、里親等への一時保護委託を積極的に選択していく。
169	生活こども部 児童福祉課	中央児童相談 所	一時保護所の職員(会計 年度任用職員)の不足に ついて	宿直補助員としての会計年度任用職員は学生を含め多数登録(30名程度)されているものの実際にシフト勤務できるものは限られているため、宿直補助のシフトが埋まらない日があり、結果として正規職員への業務負担が増加しているものと推測される。 現状のままであると人員不足により正規職員の離職にもつながる可能性があり、ひいては子どものケア不足にも及ぶ可能性もある。 児童指導員として採用する正規職員と会計年度任用職員の構成比について従来のベースへ変更することで負担率を少しでも軽減できる可能性があると考え(4:4の割合を5:3に変更)。また、宿直補助員についてはシフトに確実に入るようするため、時間給単価の引き上げを行うべきである。	令和6年度施行の一時保護施設の設備及び運営に関する基準に基づき、一時保護所の職員数の確保に努めており、令和6年度からは、一時保護所学齢児棟の夜勤化を実現し、夜間の勤務態勢の充実を図っている。 また、宿直補助員の時間給引上げについて、関係部署に要望するとともに、より多くの方に登録していただけるよう、効果的な募集方法を検討し、正規職員の負担軽減に努めている。	令和4年度の児童福祉法改正に伴い、現在、国において一時保護所の設備・運営基準の策定作業が進められており、その内容を踏まえて一時保護所の職員数の確保に努める。 また、宿直補助員の時間給引上げを含め、より多くの方に登録していただけるよう募集のあり方を検討し、正規職員の負担軽減に努める。
170	生活こども部 児童福祉課	中央児童相談 所	宿直補助員の最低賃金に ついて	宿直補助員に対する時間給は群馬県の最低賃金となっている。深夜は休憩時間となっているが、その前後が勤務時間となっており、賃金水準と勤務時間の関係から、宿直補助員として登録はあるものの、実際には宿直補助のシフトが埋まらず、正規職員等の負担が増えている状況があり、入所児童に十分なケアが行えない懸念がある。 このため、宿直補助員の時間給の単価引き上げを行うべきである。	宿直補助員の時間給引上げについて、関係部署に要望するとともに、より多くの方に登録していただけるよう、効果的な募集方法を検討し、正規職員の負担軽減に努めている。	宿直補助員の時間給引上げを含め、より多くの方に登録していただけるよう募集のあり方を検討し、正規職員の負担軽減に努める。

令和4年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票＜意見＞

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和4年度時点における対応状況
					内容	内容
171	生活こども部 児童福祉課	中央児童相談所	職員の休暇取得状況について	労働基準法第39条第7項では年休5日取得を義務づけているが、地方公務員は適用除外となっている。 しかしながら職員の25%が年次有給休暇の取得が5日未満という状況は一般的に考えて良い労働環境とは言えず、県としても公務効率の向上や職員の健康保持、ワークライフバランスの推進のため総労働時間の縮減を全所属へ通知している。 そうであるならば労働基準法第39条第7項の適用対象外であっても積極的に年次有給休暇を取得できる体制は整備すべきと考える。 具体的には、宿直補助員が採用しやすいように時間給の見直し等を行うべきである。また、5日間の年次有給休暇の取得については努力義務ではなく義務化することも視野に入れることが望ましいと考える。	職員の休暇取得については、職員全員が年間5日以上取得することを目指し、年次有休休暇取得計画表を作成し、係ごとに計画的な取得促進に努めている。 また、宿直補助員の時間給引上げについては、関係部署に要望するとともに、より多くの方に登録していただけるよう、効果的な募集方法を検討し、正規職員の負担軽減に努めている。	職員の年休取得状況を定期的に把握し最低5日の年休が取得できるよう、職場環境の改善に努める。 また、会計年度任用職員の賃金単価の引上げを含め、より多くの方に登録していただけるよう募集のあり方を検討する。
176	生活こども部 児童福祉課	東部児童相談所	児童福祉司配置基準の継続的な達成について	法令上で求められている児童福祉司配置基準上の必要人数について令和4年度では経過措置が撤廃され現状の人数のままでは不足することになる。現在4名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末(令和5年3月31日時点)では児童福祉司の数が基準を満たす見込みとのことであるが、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年での基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であることは承知であるが、関係部局と協議し、福祉職の採用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。	これまで国の配置基準を満たすため福祉職職員の採用・配置を計画的に行ってきた。 令和6年12月に、国の「新たな児童虐待防止対策体制強化プラン」の改定が示され、さらなる人員配置が求められている。今後も配置基準を継続的に達成できるよう、福祉職職員の採用及び配置に努める。	これまで国の配置基準を満たすため福祉職職員の採用・配置を計画的に行ってきた。 今後も配置基準を継続的に達成できるよう、福祉職職員の採用及び配置に努める。
177	生活こども部 児童福祉課	東部児童相談所	一時保護所の定員超過について	平均入所人数が定員超過の月があり、また、定員超過日数が1か月の大半を占める月も多い。定員超過の状況が長期化することで、一時保護児童の心身の安定化を図るという本来の目的を達成することがより困難になってしまうと思われる。また、職員の負担も増加することで離職率の悪化など別の問題が発生する可能性もある。 一時保護児童の定員30名を前提とした職員配置へ増加することが望まれるが、それと同時に児童養護施設等への一時保護委託や一時保護委託が可能な里親の登録者を増やしていくことを今以上にやっていべきである。	令和7年10月に高崎市が一時保護所を併設した児童相談所の開設を予定しており、定員超過の状況は大幅に改善される見込みである。 勤務体制の見直しや児童指導員の増員などの職員体制の強化、里親や児童養護施設等への一時保護委託の活用などに取り組んでいるが、引き続き定員超過の一層の改善を図る。	一時保護が長期化することがないよう、早めに保護児童の処遇を決定することや、必要に応じて児童養護施設や里親への一時保護委託も検討することを徹底している。 併せて、一時保護所の職員数の確保に努めていく。
179	生活こども部 児童福祉課	東部児童相談所	一時保護所の職員(会計年度任用職員)の不足について	宿直補助員としての会計年度任用職員は登録者も少なく実際にシフト勤務できるものは限られているため、宿直補助のシフトが埋まらない日があり、結果として正規職員への業務負担が増加しているものと推測される。 現状のままであると正規職員の離職にもつながる可能性があり、ひいては子どものケア不足にも及ぶ可能性もある。 児童指導員として採用する正規職員と会計年度任用職員の構成比について従来のベースへ変更することで負担率を少しでも軽減できる可能性があると考え(4:4の割合を5:3に変更)。また、宿直補助員についてはシフトに確実に宿直補助員が入るようにするため、時間給単価の引き上げを行うべきである。	令和6年度施行の一時保護施設の設備及び運営に関する基準に基づき、一時保護所の職員数の確保に努めており、令和6年度からは、一時保護所学齢児棟の夜勤化を実現し、夜間の勤務態勢の充実を図っている。 また、宿直補助員の時間給引上げについて、関係部署に要望するとともに、より多くの方に登録していただけるよう、効果的な募集方法を検討し、正規職員の負担軽減に努めている。	令和4年度の児童福祉法改正に伴い、現在、国において一時保護所の設備・運営基準の策定作業が進められており、その内容を踏まえて、一時保護所の職員数の確保に努める。 また、宿直補助員の時間給引上げを含め、より多くの方に登録していただけるよう募集のあり方を検討し、正規職員の負担軽減に努める。
180	生活こども部 児童福祉課	東部児童相談所	宿直補助員の最低賃金について	宿直補助員に対する時間給は群馬県の最低賃金となっている。深夜は休憩時間となっているが、その前後が勤務時間となっており、賃金水準と勤務時間の関係から、宿直補助員として登録はあるものの、実際には宿直補助のシフトが埋まらず、正規職員等の負担が増えている状況があり、入所児童に十分なケアが行えない懸念がある。 このため、宿直補助員の時間給の単価引き上げを行うべきである。	宿直補助員の時間給引上げについて、関係部署に要望するとともに、より多くの方に登録していただけるよう、効果的な募集方法を検討し、正規職員の負担軽減に努めている。	宿直補助員の時間給引上げを含め、より多くの方に登録していただけるよう募集のあり方を検討し、正規職員の負担軽減に努める。

令和4年度包括外部監査結果改善措置フォローアップ調査票＜意見＞

頁	所管所属	項目	意見	意見概要	令和6年12月末時点における対応状況	令和4年度時点における対応状況
					内容	内容
181	生活こども部 児童福祉課	東部児童相談所	職員の休暇取得状況について	労働基準法第39条第7項では年休5日取得を義務づけているが、地方公務員は適用除外となっている。 しかしながら職員の約2割が年次有給休暇の取得が5日未満という状況は一般的に考えて良い労働環境とは言えず、県としても公務効率の向上や職員の健康保持、ワークライフバランスの推進のため総労働時間の縮減を全所属へ通知している。 そうであるならば労働基準法第39条第7項の適用対象外であっても積極的に年次有給休暇を取得できる体制は整備すべきと考える。 宿直補助員を採用しやすいように時間給の見直し等を行うべきである。また、5日間の年次有給休暇の取得については努力義務ではなく義務化することも視野に入れることが望ましいと考える。	職員の休暇取得については、職員全員が年間5日以上取得することを目標に、年次有休休暇取得計画表を作成し、係ごとに計画的な取得促進に努めている。 また、宿直補助員の時間給引上げについては、関係部署に要望するとともに、より多くの方に登録していただけるよう、効果的な募集方法を検討し、正規職員の負担軽減に努めている。	職員の休暇取得については、職員全員が年間5日以上取得することを目標に、年次有休休暇取得計画表を作成し、係ごとに計画的な取得促進に努めている。 また、会計年度任用職員の賃金単価の引上げを含め、より多くの方に登録していただけるよう募集のあり方を検討する。
186	生活こども部 児童福祉課	西部児童相談所	高崎市との連携について	高崎市では令和7年度を目標に児童相談所の設置を計画している。これにより、高崎市が現在の西部児童相談所の管轄からは外れることになる見込みである。 現在の西部児童相談所の敷地については現状高崎市と協議を進めているとのことであるが、隣接した空き地を含め高崎市と協議を行い有効活用すべきと考える。 また、移設する場合にも利用者の利便性だけではなく利用しやすいロケーションも含め検討することが望ましい。	令和7年10月に控える高崎市児童相談所開設に向けて、引き継ぎの準備を進めている。 高崎市が管轄から外れることとなる西部児童相談所については、管轄区域のほぼ中央に位置する富岡合同庁舎へ移転予定。 敷地は、主務課経由で財産有効活用課と高崎市の協議の進捗を確認し、必要な対応を行っていく。	高崎市児童相談所が開設される、令和7年度に向けて、引き継ぎの準備を進めている。 敷地は、主務課経由で財産有効活用課と高崎市の協議の進捗を確認し、当所で必要な対応を行っていく。 現在地から移転する場合には、関係部署とも協議しながら、様々な観点から移転先の検討を行う。
187	生活こども部 児童福祉課	西部児童相談所	児童福祉司配置基準の継続的な達成について	法令上で求められている児童福祉司の配置基準上の必要人数について令和4年度では経過措置が撤廃され現状の人数のままでは不足することになる。本年度内に任用前講習終了により1名の任用となる予定であること、また現在2名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末(令和5年3月31日時点)では児童福祉司の数が基準を満たす見込みとのことである。しかしながら、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年での基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であることは承知であるが、関係部局と協議し、福祉職の採用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。	これまで国の配置基準を満たすため福祉職職員の採用・配置を計画的に行ってきた。 令和6年12月に、国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の改定が示され、さらなる人員配置が求められている。今後も配置基準を継続的に達成できるよう、福祉職職員の採用及び配置に努める。	これまで国の配置基準を満たすため福祉職職員の採用・配置を計画的に行ってきた。 今後も配置基準を継続的に達成できるよう、福祉職職員の採用及び配置に努める。